

○高松市交通安全対策会議条例

昭和46年3月30日

条例第3号

改正 昭和49年6月17日条例第31号

昭和62年3月25日条例第7号

平成17年9月22日条例第109号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、高松市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高松市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 香川県職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 香川県警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市教育長
 - (6) 本市の区域を管轄する消防長
- 6 委員は、15人以内とする。
- 7 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日から起算して60日をこえない期間内において市長が定める。

附 則 (昭和49年6月17日条例第31号) 抄

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月25日条例第7号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月22日条例第109号)

- この条例は、平成17年9月26日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 1 0月1日から施行する。